2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　関東農政局における令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に、「土木一式工事」の客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑸　施工実績

①　平成19年４月１日から令和４年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、水路工又は管水路工を含む工事とし、規模は問わないものとする。また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　下記①から③に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者の専任（専任要否を含む）にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び同施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによるものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木、農業―農業農村工学」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成19年４月１日から令和４年３月31日まで（過去15年間）に、上記⑸②の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が前記に示す同種工事の工事経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　技術提案　技術提案が適正であること。

⑻　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴の①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴の②及び③について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に加算点の最高点を評価点数の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。｛加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点／評価点数の最高点）｝

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。